



ESTAなどの電子渡航認証の申請代行サイトで高額請求された！

相談事例

アメリカに行くためにインターネットで電子渡航認証システムの申請をした。申請手続きを検索し最初に表示されたホームページにアメリカの国旗などが表示されていたため、公式サイトと思い込み、手続きを進めた。クレジットカードの決済通知メールが届き8,690円と思わぬ高額であったため、改めて確認してみると申請代行会社のサイトだったことに気づいた。サイトには申請手続きが開始されたら解約、返金できないと記載されている。

アドバイス

- ◆日本人が渡航する際、渡航先によっては電子渡航認証の申請が必要となります。電子渡航認証には、アメリカのESTA(エスタ)以外にも、カナダのeTA(イータ)、オーストラリアのETAS(イータス)などがあります。
- ◆申請代行サイトを利用する場合は、事業者の所在地や連絡先、契約内容、料金を必ず確認しましょう。申請代行サイトは海外の事業者である場合も多く、「申請手続き後のキャンセルには応じない」旨が利用規約に定められているケースでは、一度申請手続きを行うと、解約・返金の交渉は困難です。
- ◆公式サイトでの申請を希望する場合は、各国の大使館ホームページ等で所定の費用や公式サイトのURL等確認したうえで利用しましょう。
- ◆お困りの際にはお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

不審なハガキの送付事案発生！

相談事例

個人宅宛に、身に覚えのない『訴訟着手発付通知』と記載された不審なハガキが送付されてきた。送り先は、『債権執行書記官室』で住所や電話番号が記載されていた。

<ハガキの内容>

このたび通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社に対して未納料又は契約不履行による民事訴訟として裁判を執り行う為に訴訟提起された事を報告致します。

当該会社、訴訟内容につきましては担当職員に管理番号をお伝えください。当地方民事執行センターは訴訟内容の正当性を確認する機関になりますので原則としてご本人様からのご連絡をお願いしております。

電話が混み合い繋がり辛い事が御座います。その際はお掛け直しをお願い致します。

尚、再三にわたる呼び出しに対し応じない場合は、裁判を放置していた方が執行官立ち会いのもと給料や財産を差押えられる事例がありますので十分ご注意ください。

訴訟着手発付通知

債権執行書記官室

アドバイス

- ◆ハガキ等による身に覚えのない料金請求や訴訟提起は無視しましょう。
- ◆記載されている番号には絶対に電話をかけないようにしましょう。
- ◆自分で判断せず、家族や周りの人に相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999(第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999(土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや！) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します